

就学支援金制度に伴う本校納付金（月額）について

国は、平成22年4月から、私立高等学校等の生徒の就学を支援するため、「高等学校等就学支援金制度」を創設しました。この就学支援金は、在学している高校を通じて申請していただき、高校が代理で受領し、授業料に充当します。

1 高等学校等就学支援金制度（国の補助金制度）（令和2年7月～）

世帯年収の目安 (両親のうち一方が働き、高校生1人、 中学生1人の世帯の場合)	支援額	本校月額学校納付金 授業料 (47,100円-支給額) +後援会費(1,500円) +生徒会費(700円)
590万円未満程度	月額 33,000円 (年額 396,000円)	16,300円
590万円～910万円未満程度	月額 9,900円 (年額 118,800円)	39,400円
910万円以上程度	国公立支給なし	49,300円

※ 原則、親権者（ふたり親世帯の場合は2人分の合計）、親権者がいない場合は未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順で「保護者等」に該当します。

※ 本校同額学校納付金に、実習費・スクールバス維持費・寮費は含まれておりません。

◆さらに、下記の要件に該当する方は県が行う授業料軽減補助も適用されます。

2 県が行う授業料軽減補助（令和2年度現行）

① 保護者の都道府県民税及び市町村民税が非課税の者	月額 4,950円
② 保護者の都道府県民税及び市町村民税が均等割のみ課税されている者	
③ 児童養護施設等に入所している生徒の授業料等の負担者	
④ 火災や風水害の被災者	月額 4,950円 又は 2,475円
⑤ 生活保護世帯	月額 9,900円
⑥ 家計急変世帯	

☆上記の件①～③に該当する場合は、入学金の一部として5,650円が補助されます。

※6月～7月にご案内し、鹿児島県に申請後認定され次第、学校納付金で調整します。

※保護者が鹿児島県内にお住まいの方のみ対象です。